

3 家計急変の事由

下表に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合のみ、家計急変採用に申込みができます。「給付奨学金の家計急変採用に関するQ&A」も参照してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html



事由	証明書類	家計急変事由の発生日
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票除票（死亡日記載）	生計維持者が死亡した日
B：生計維持者の一方（又は両方）が <u>事故又は病気</u> により、半年以上、就労が困難	下記のすべて ・医師による診断書（注3） ・病気休職中であることの証明書（注4）	診断書に記載された就労困難な状況が開始した日
C：生計維持者の一方（又は両方）が <u>失職</u> （非自発的失業（注6参照）の場合に限る。）	・雇用保険受給資格者証（第1面・第3面・第4面）（注5）	左記の証明書に記載された離職日
D：生計維持者が <u>震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当</u> ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・震災証明書	震災証明書に記載された罹災の日
E：本人が <u>父母等による暴力等から避難</u> するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった（注7）	・公的機関による保護証明書（「証明書様式」による）（注7）	公的機関による保護証明書に記載された保護施設への入所年月日

【新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合】

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合であって、上記の家計急変の事由A～Cのいずれにも該当しない場合には、事由Dに類するものとして取り扱います。提出する証明書類等の詳細は、機構ホームページを確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/coronavirus.html



Check

必ず（注1）～（注7）を確認してください。

また、22 ページにも提出書類に関する記載がありますので確認してください。

（注1）以下の場合、家計急変採用による支援の対象とはなりません。

- ・申請時（スカラネット入力完了日）に家計急変の事由が解消（再就職、起業、就労困難解消等）している
※給付奨学生に採用後、申請時に事由が解消していたことが判明した場合は、給付奨学生の認定が取り消され、支給済みの奨学金（最大1.4倍）を一括返金することとなります。
- ・収入減少を伴わない家計支出の増加
- ・基本給（アルバイト・パート等の場合は、時給又は日給）に減少がみられない

(注2) 下記の事由については、被災した場合(6ページの表Dに該当する場合)を除き、家計急変採用による支援の対象とはなりません。

- ・生計維持者の離婚又は失踪
- ・定年退職等、非自発的失業((注6)参照)に該当しない離職

(注3) 医師による診断書には「就労困難な状況が開始した日」及び「就労困難」であること、その期間が「半年以上」であることの記載が必要です。

(注4) 雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇(休職)の期間について記載された勤務先発行の証明書(様式自由又は所定の様式(※)「休職証明書(家計急変採用提出用)」)の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成を依頼してください。

就労困難となった者が個人事業主の場合は、所定の様式(※)「事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の申告書」を記入の上、提出してください。

(注5) 傷病手当金受給中など、雇用保険受給資格者証の発行ができないために雇用保険受給資格者証の提出ができない場合は、雇用保険被保険者離職票(離職年月日と離職理由コードが記載されたもの)と所定の様式(※)「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」を提出してください。

※所定の様式(注4、注5)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html



(注6) 「非自発的失業」とは、雇用保険受給資格者証(又は雇用保険被保険者離職票)において、下記の離職理由コードに該当する場合を指し、これに該当しないときは、家計急変による支援の対象とはなりません。

11	(1A)	解雇(1B及び5E※に該当するものを除く)
12	(1B)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	(2A)	特定雇止めによる離職(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
22	(2B)	特定雇止めによる離職(雇用期間3年未満等更新明示あり)
23	(2C)	特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3年未満等更新明示なし)
31	(3A)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	(3B)	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	(3C)	正当な理由のある自己都合退職(3A、3B又は3Dに該当するものを除く)
34	(3D)	特定の正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6月以上12月未満)

※「(5E) 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇」は非自発的失業に該当しません。

(注7) 事由Eの申請対象となるのは、次のいずれかに該当する人です。

- ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助又は同法第31条の規定による措置延長を受けることとなった者
- ② 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第3項第3号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第36条に規定する婦人保護施設に入所することとなった者
- ③ その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者(避難先は公的施設以外の民間シェルター等も含む)

※所定の様式(注7)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html

